|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＰＥＡＣＥ石川 | 2019年３月７日№57 | 反戦・平和 人権 環境脱原発の火を消すな！ |
| 発行　石川県平和運動センター 金沢市西念3-3-5 　Tel076-233-2170<http://i-peace-ishikawa.com/>　ツイッターやＦＢにもリンク |

****

**自民党改憲素案【緊急事態条項】**

**第７３条の２**

（第１項）大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

（第２項）内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

**第６４条の２**

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の３分の２以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

この条項は本年2月10日、自民党大会で確認された改憲素案４項目の一つです。安倍改憲は、９条改悪で戦争を合憲化するだけではなく、この条項で「一夜にして独裁･ファシズムを実現」（災害専門家 永井幸寿弁護士）する、超！危険なしろものです。

**「いつでも独裁！　いつまでも独裁！」**

改憲素案４項目とは、「**9条への自衛隊明記**」「**緊急事態条項創設**」「**参院『合区』解消**」「**教育の充実**」の**４つ**ですが、「緊急事態条項」は、2012年憲法草案にあった「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱」を「法律と同一の効力を有する政令」をもって「（国の指示に）何人も従わなければならない」「（地方自治体に内閣は）指示できる」という内容を持っています。さらに、「大規模な災害」という表現から自然災害のみが対象と理解した人も多かったのです。しかし災害には、武力攻撃･戦争も含まれるのです。改憲素案はいずれも「戦争する国」づくりに直結するものであり、断固阻止しなければなりません。

【**国家緊急権**】

緊急事態条項とは「国家緊急権」と定義でき、戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治では対処できない非常事態に、国家権力が国家の存立を維持するために立憲的な憲法秩序（人権の保障や権力分立）を一時停止し、非常措置を執る権限を言う。非常大権とも言い、この条項がナチスヒトラーの登場を許したといわれている。

【**政　令**】

「政令」とは内閣が制定する命令であるが、「唯一の立法機関」である国会が機能停止中であるため、内閣の「政令」は法律と同等の効力を持つことになる。緊急事態の宣言は**基本的人権と立法府の停止**であるが、この「政令」で全ての法律が変えられる危険性がある。

【**災　害**】

国家緊急権が発動できるのは「災害時」と記されているが、自然災害だけではない。

災害対策基本法では、「暴風、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火事・爆発」と定められており、「放射性物質の大量の放出」も災害である。さらに国民保護法では、「武力攻撃災害」として「戦争も災害」と認定されている。つまり、**戦争や内乱、大規模ストライキ**などにも「緊急事態条項」は適用される危険性がある。

**＜他の問題点＞**手続きの欠如、広すぎる要件、期間制限がない、国会が不承認でも効力が失われない、任期無制限の危険性